



南砺市告示第152号

字の名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、平成16年11月1日から、本市の字の名称を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。
上記の処分は、告示のあった日からその効力を生ずるものとする。

平成16年11月1日

南砺市長職務執行者 桃野 忠



変更前の旧町村名	変更前の大字	区域	変更後の大字
東砺波郡 城端町	立野原	大字立野原の全部	立野原東
東砺波郡 上平村	細島	大字細島の全部	上平細島
東砺波郡 利賀村	阿別当	大字阿別当の全部	利賀村阿別当
	新山	大字新山の全部	利賀村新山
	岩淵	大字岩淵の全部	利賀村岩淵
	上島	大字上島の全部	利賀村上島
	大牧	大字大牧の全部	利賀村大牧
	大豆谷	大字大豆谷の全部	利賀村大豆谷
	押場	大字押場の全部	利賀村押場
	上百瀬	大字上百瀬の全部	利賀村上百瀬
	北島	大字北島の全部	利賀村北島
	北原	大字北原の全部	利賀村北原
	北豆谷	大字北豆谷の全部	利賀村北豆谷
	栗当	大字栗当の全部	利賀村栗当
	坂上	大字坂上の全部	利賀村坂上
	下原	大字下原の全部	利賀村下原
	仙野原	大字仙野原の全部	利賀村仙野原
	草嶺	大字草嶺の全部	利賀村草嶺
	大勘場	大字大勘場の全部	利賀村大勘場
	高沼	大字高沼の全部	利賀村高沼
	利賀	大字利賀の全部	利賀村
	栃原	大字栃原の全部	利賀村栃原
	長崎	大字長崎の全部	利賀村長崎
	細島	大字細島の全部	利賀村細島
	水無	大字水無の全部	利賀村水無
	百瀬川	大字百瀬川の全部	利賀村百瀬川
	阿別当坂上入会	大字阿別当坂上入会の全部	利賀村阿別当坂上入会
	上百瀬百瀬川入会	大字上百瀬百瀬川入会の全部	利賀村上百瀬百瀬川入会
大勘場水無入会	大字大勘場水無入会の全部	利賀村大勘場水無入会	

変更前の 旧町村名	変更前 の大字	区域	変更後の大字
東砺波郡 井波町	三清	大字三清の全部	三清東
	軸屋	大字軸屋の全部	井波軸屋
東砺波郡 井口村	田屋	大字田屋の全部	井口田屋
	広安	大字広安の全部	上広安
東砺波郡 福野町	三清	大字三清の全部	三清西
	軸屋	大字軸屋の全部	福野軸屋
西砺波郡 福光町	新町	大字新町の全部	福光新町
	立野原	大字立野原の全部	立野原西

上記の区域内にある国有地の全部を含む。